



弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

Vol.72

★雇用契約書の勤務地を全国とできるか

1 雇用契約書の記載はどこまで重要なのか

事業再編や移転は新型コロナウイルスの影響で現在止まっている事例が多いのですが、一段落すれば工場移転等がまた始まることとなります。仮にこのような場合、雇用契約書の就業場所を「全国」と記載していれば、全国どこにでも異動命令を出すことができるのかが以前から疑問でした。

今回、就業場所を「全国」と記載してある雇用契約にもとづいて異動命令を出した事例についてご紹介します。

2 事例

趙ら 10 名は深センの倉庫で勤務をしていましたが、会社は「雇用契約書には全国勤務と記載しているので、東莞市の倉庫に異動せよ」と配転命令を出しました。趙ら 10 名は配転命令を拒否して東莞市への配転に応じず、退職を申し出て経済補償金の支払いを求めましたが、会社は経済補償金を支払いませんでした。

二審判決は、経済補償金の支払いを命じませんでした。趙ら 10 名はこれを不服として再審を申し立てました。

3 判断内容

再審は、以下のように判断しました。

- ・契約書の「就業場所」は「全国」と記載されている。
- ・従業員は契約の内容について一般人の注意義務と予見能力を持って締結したと判断する。
- ・就業場所に変更がある可能性があることを予見することができた。
- ・会社が詐欺、脅迫を行ったと証明する証拠もない。

・以上より就業場所を「全国」とする本件の契約条項は有効である。

・本件において、会社が勤務先を変更することは労働契約や法律規定に違反せず、経済補償金の支払い責任を負う義務は無い。

4 実務上の留意点

中国の裁判所は良く言えば柔軟、悪く言えばいい加減です。裁判官個人の価値判断で判決を出すことが多く、全中国での統一性を図ろうとする意識は少なくとも日本に比べれば乏しいと見受けられます。今回の判決もどこまで他の事例に通用するかはわかりません。ワーカーの作業員の方が雇用契約書をあまりよく読まずにサインすることはよくあり、ここまで契約書の記載を重視する判断が今後も出るかは疑問です。ただし、中国は意外と契約社会で、契約書の文言を重視する傾向が強いので、会社に有利な文言や条項はなるべく入れて損をすることはありません。逆に言うと自社に不利な契約条項を安易に契約書に入れてしまうととんでもないトラブルに巻き込まれることもあります。ご注意下さい。

广东省高级人民法院（2015）粵高法民申字第 335-344 号

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所

(9:00~17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司

(弁護士向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com